

障がい福祉のしおり



富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

富士見市

| | |
|--|--------------|
| <相談・援護の窓口> | 1 ページ |
| (1) 富士見市福祉事務所 | |
| (2) 富士見市障がい者相談支援センター | |
| (3) 障がい者就労支援センター | |
| (4) 川越児童相談所 | |
| (5) 民生委員・児童委員 | |
| (6) 身体障害者相談員 | |
| (7) 知的障害者相談員 | |
| (8) 健康増進センター | |
| (9) 子ども未来応援センター | |
| (10) 富士見市教育相談室 | |
| (11) 朝霞保健所 | |
| <子どもの発達相談> | 3 ページ |
| (1) 児童発達支援 | |
| (2) 言語相談 | |
| (3) 療育相談 | |
| <その他の窓口> | 3 ページ |
| (1) 富士見市社会福祉協議会 | |
| (2) 権利擁護センター | |
| <子どものグループ教室・療育> | 4 ページ |
| 1 グループ教室 | |
| (1) わんぱく教室 | |
| (2) たんぽぽ教室 | |
| (3) コアラ教室 | |
| 2 子どもの療育 = 発達支援 | |
| (1) みずほ学園 | |
| <特別支援教育> | 5 ページ |
| (1) 特別支援学級 | |
| (2) 特別支援学校 | |
| <身体障害者手帳> | 6 ページ |
| <療育手帳> | 6 ページ |
| <精神障害者保健福祉手帳> | 6 ページ |
| <難病患者> | 6 ページ |
| <介護保険> | 7 ページ |
| <障害者総合支援法> | 7 ページ |
| (1) 障害福祉サービスを受ける手順 | |
| (2) 利用者負担について | |
| (3) 障害支援区分について | |

| | |
|---------------------------|--------------|
| <訪問入浴サービス事業> | 9ページ |
| <生活サポート事業> | 9ページ |
| <医療> | 10ページ |
| (1) 重度心身障害者医療助成制度 | |
| (2) 自立支援医療（更生医療） | |
| (3) 自立支援医療（精神通院医療） | |
| (4) 自立支援医療（育成医療） | |
| (5) 指定難病等医療、小児慢性特定疾病 | |
| (6) 特定疾病療養受療制度 | |
| (7) 未熟児の養育医療 | |
| (8) 結核児童療育 | |
| (9) ひとり親家庭等の医療費支給制度 | |
| <補装具・日常生活用具> | 12ページ |
| (1) 補装具費の支給 | |
| (2) 日常生活用具の給付・貸与 | |
| (3) 車椅子貸与 | |
| <機能回復訓練> | 14ページ |
| (1) 聴能訓練 | |
| (2) 中途失明者緊急生活訓練 | |
| <住宅の確保・改善> | 14ページ |
| (1) 居宅生活動作補助用具の給付 | |
| (2) 重度身体障がい者居宅改善整備費の補助 | |
| (3) 埼玉県障害者福祉資金貸付 | |
| (4) 県営住宅の申込について | |
| <在宅介護支援の充実> | 15ページ |
| (1) 高齢者のための相談 | |
| (2) 緊急時連絡システム | |
| (3) オムツの支給 | |
| (4) 配食サービス | |
| (5) 寝具乾燥サービス | |
| <その他> | 16ページ |
| (1) 身体および精神障害者手帳交付診断書料補助 | |
| (2) 在宅重度知的障害者訪問診査 | |
| <行動範囲の拡大> | 16ページ |
| (1) タクシー利用について | |
| (2) 自動車燃料費の助成 | |
| (3) 自動車運転免許取得費の補助 | |
| (4) 身体障害者運転能力開発訓練センター | |
| (5) 自動車改造費の補助 | |
| (6) 歩行困難な者に対する駐車禁止適用除外 | |

(7) 埼玉県運転免許センター適性相談室

<社会活動の促進> 18ページ

- (1) 手話通訳者の派遣
- (2) 声の広報
- (3) 点字図書・録音図書の貸出
- (4) 公の施設使用料の減免
- (5) ふじみ青年学級
- (6) 郵便による不在者投票

<スポーツ・レクリエーション活動> 19ページ

- (1) 彩の国ふれあいピック（埼玉県障害者スポーツ大会）

<年金・手当等> 20ページ

- (1) 障害基礎年金
- (2) 障害厚生年金
- (3) 特別障害者手当
- (4) 障害児福祉手当
- (5) 在宅重度心身障害者手当
- (6) 特別児童扶養手当
- (7) 児童扶養手当
- (8) 心身障害者扶養共済制度
- (9) 難病患者見舞金

<税金の控除関係> 22ページ

- (1) 税金の控除
- (2) 事業税
- (3) 新マル優制度
- (4) 自動車税・自動車取得税

<公共料金等の割引> 25ページ

- (1) 運賃の割引
- (2) 有料道路の割引
- (3) N H K 受信料の減免
- (4) N T T 無料番号案内
- (5) 携帯電話料金の割引
- (6) 郵便物の減額・無料扱い
- (7) 青い鳥ハガキの無料配布

<生活困窮の相談> 27ページ

<生活保護> 28ページ

<避難行動要支援者登録制度について> 28ページ

<障がい者施設> 28ページ

- (1) 富士見市内の施設

<その他の施設> 29ページ

- (1) 知的障害者職親委託

(2) 埼玉県社会福祉保養施設「伊豆潮風館」

<児童福祉施設> 29ページ

(1) 児童発達支援

(2) 放課後デイサービス

(3) 保育所等訪問支援

(4) 福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設

<就労・職業訓練等> 30ページ

(1) 公共職業安定所

(2) 埼玉障害者職業センター

(3) 埼玉県立職業能力開発センター

(4) 国立職業リハビリテーションセンター

(5) 埼玉県総合リハビリテーションセンター

(6) 障害者就業・生活支援センターSWAN

(7) 身体障害者自動車運転訓練

(8) たばこ小売人の指定・公共施設売店の設置

<ボランティアグループ> 32ページ

(1) 音訳グループ「かたりべ」

(2) 点訳ボランティア「きつつき」

(3) 配食ボランティア「すみれ」

(4) ボランティアグループ「あひる」

(5) 富士見手話サークル

(6) 要約筆記サークル「虹の橋」

<市内関連機関一覧> 33ページ

<近隣関連機関一覧> 34ページ

<相談・援護の窓口>

(1) 富士見市福祉事務所 (市役所内)

生活に困っている方の相談をはじめ、あらゆる福祉の相談の窓口として福祉事務所が設置されています。福祉事務所では、身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者・高齢者・母子・児童・生活保護などの総合窓口として相談に応じ、必要な援護や指導を行っています。

① 障がい者等

- 1) 身体障がい者の手帳・補装具・施設支援・医療・手当等に関すること。
- 2) 知的障がい者の手帳・就労・施設支援・医療・手当等に関すること。
- 3) 精神障がい者の手帳・医療・施設支援等に関すること。
- 4) 難病患者の在宅援護に関すること。

② 障がい児等

発達の遅れなどがあるお子さんの個別相談、身体、知的の手帳申請をはじめ、障がいの内容や程度に応じた療育、補装具、日常生活用具の給付、総合支援法の申請受付、決定、生活サポート事業など、個別の支援を行っています。

③ その他

- 1) 生活困窮世帯等生活保護に関すること。
- 2) 高齢者の介護・施設入所・医療等の高齢者福祉に関すること。
- 3) 母子の生活・子供の養育・就労等の母子福祉に関すること。

(2) 富士見市障がい者相談支援センター (電話049-293-2148)

所在地：富士見市鶴瀬東1-9-26 カムトゥルーイースト1F

障がいのある方やご家族の方を対象に、地域で安心して生活が送れるよう相談を受け、支援を行っています。

- 1) 基本相談支援として、生活面での不安や悩み、体調のこと、将来のこと、日中活動の場のこと、仕事のことなどについて伺います。
- 2) サービスを利用するための支援として、障がい福祉サービスや社会資源についての情報提供と利用の支援や、「サービス等利用計画」の作成、継続利用の支援を行います。

(3) 障がい者就労支援センター (電話049-257-7535)

所在地：富士見市鶴瀬東1-9-26 カムトゥルーイースト1F

障がいがあって、就労を希望している方、職場での悩みを抱えている方の相談・支援を行っています。

職場見学や実習を通してやりたい仕事やできそうな仕事を一緒に探します。

ハローワーク等で職場探しのお手伝いをします。

学校、家族、事業所等、さまざまな機関と協力して支援していきます。

(4) 川越児童相談所 (電話049-223-4152)

所在地：川越市宮元町33-1

児童福祉法に基づいて、18歳未満の子どもについて、心身障がい、虐待、養護、育成、非行など、様々な相談に応じています。療育手帳の判定機関です。

(5) 民生委員・児童委員 (福祉政策課)

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めています。

(6) 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所等の関係機関との協力・連絡にあたっています。

(7) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、知的障がい者や家族の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所等の関係機関との協力・連絡にあたっています。

(8) 健康増進センター (電話049-252-3771)

基本健康診査、胃がん等の検診、生活習慣病等各種健康教室、健康相談や障がい者のための、いきいき教室(リハビリ相談指導等)や高齢になっても元気で過ごすための教室や相談をお受けします。また、訪問指導等も行っています。さらに、母子の健康について健康相談、予防接種等も行っています。乳幼児期は、心身とも健全な人として成長するための基礎を築く重要な時期です。乳幼児健診及び子育て相談事業を通じ、適切な療育相談・援助を行っています。

(9) 子ども未来応援センター (電話049-252-3773)

妊娠期から子育て期に至るまでの総合的な相談に応じます。

(10) 富士見市教育相談室 (電話049-253-5313)

教育相談室は、幼児、児童生徒及びその保護者を対象に、お子様の成長・発達や教育についての相談を行っています。

①特別支援教育相談

発達障害など子どもの発達の偏りや遅れについて、専門の先生による相談。

②言語相談・言語訓練

言葉の遅れ発音不明瞭等について、専門の先生による言語相談・言語訓練。

(11) 朝霞保健所 (電話048-461-0468) 住所：朝霞市青葉台1-10-5

保健所は、公衆衛生の第一線機関として地域における妊産婦・乳幼児・児童・成人・高齢者の保健について相談指導を行うとともに、障がいの発生予防及び精神保健に関する相談にあたっています。

<子どもの発達相談（障がい福祉課）>

（１）児童発達支援

児童の発達・教育・進路・施設入所など、児童福祉に関する様々な問題について、児童発達支援員による相談・助言を行なっています。

（２）言語相談

言語の遅れや発音・発語の心配がある、主に就学前のお子さんに対する言語聴覚士による個別相談及び訓練を行なっています。

（３）療育相談

発達の遅れや情緒等に心配のある子を対象に小児科医師が相談・助言を行います。また、診断・療育・進路上必要があれば、専門機関への紹介も行っています。

<その他の窓口>

（１）富士見市社会福祉協議会

（電話 049-254-0747 FAX 049-255-4374）

所在地：富士見市大字鶴馬 1932-7 市民福祉活動センター「ぱれっと」内

社会福祉協議会は、地域社会において住民の福祉を増進することを目的とした住民主体の団体です。社会福祉に関連のある公的機関・住民団体・ボランティア・一般住民等の参加・協力のもとに次の活動を行っています。

- ・在宅福祉サービスの推進
- ・ボランティアの育成・活動の推進
- ・小地域福祉活動の推進
- ・福祉資金、生活福祉資金の貸付（生活サポートセンターふじみ）
- ・心配ごと相談所の設置・運営
- ・共同募金事業への協力
- ・その他、住民福祉向上に関する事業

（２）権利擁護センター

（電話 048-822-1204 / 048-822-1240

FAX 048-822-1406 ※月～金曜日（祝祭日は除く）の9時～16時）

所在地：さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号 彩の国すこやかプラザ内

1) 権利擁護事業

意思能力が十分でないため、権利を侵害されやすい認知症患者及び障がい者の方が、安心して日常生活を送れるよう、権利擁護や財産管理について、専門家が相談に応じ、必要に応じて事実関係を調査し、問題解決に向け関係機関への同行や代弁などの援助を行ないます。

2) 福祉サービス利用援助事業

一人で生活していくには不安がある高齢者や障がい者の方が安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺い福祉サービスの利用の手続きや日常的な金銭管理等をお手伝いします。

3) 福祉サービス苦情相談（埼玉県運営適正化委員会）

福祉サービスを利用しているが「契約が守られていない」「不当な扱いを受けている」など、事業者との間では解決しない場合、事業者に言えない苦情の解決に向け支援します。
※法律相談は水・金曜日 13時～14時30分（弁護士、司法書士）で、まずは生活相談で受けます。

<子どものグループ教室・療育>

1 グループ教室

(1) わんぱく教室（健康増進センター 母子保健担当）

1歳6ヶ月健康診査で言葉が遅いなど要経過観察となった児童に対して、遊びを通して子ども自身の発達を促がすとともに、母親や保育者が子どもを観察し、どのように接すればよいかを体験し、生活の中に取り入れてもらうように、支援をする教室です。
（おおむね月2回）

(2) たんぽぽ教室（みずほ学園）

幼稚園や保育所に通園中の子どもで、言葉の遅れや心身に障がいを持つ乳幼児を対象に、小さな集団でのグループ教室を行い、親同士の学習・情報交換の場を提供しています。
（おおむね月2回）

(3) コアラ教室（みずほ学園）

おおむね2歳から3歳までの言葉の遅れや、何らかのつまづきをもつ子どもを対象に、親子での集団遊びを通じて子育ての援助をします。（週1回）

2 子どもの療育＝発達支援

(1) みずほ学園（電話049-252-3237）所在地：富士見市みどり野南2-1

心身の発達に障がいがある、またはあると思われる就学前の児童を対象に早期から療育を行い、心身の全面発達を促すことを目的とする専門通所施設です。
利用にあたっては、総合支援法による申請が必要となります。

■母子通園

市立みずほ学園では、早期療育のために、おおむね1～3歳の乳幼児を対象として、母子で週2回通園し、グループ指導や機能回復訓練を行っています。

■単独通園

3歳以上の子どもに対しては、原則として単独通園を行っています。毎日の養育プログラム（個別指導・集団指導・機能訓練等）を通して、心身の全面発達を促します。

■外来相談

障がいや発達に遅れを持つ乳幼児に対して、臨床心理士・指導員が外来での相談に応じています。

■訓練相談事業

運動発達の遅れ・機能訓練の必要な市内在住の乳幼児ならびに、みずほ学園在園児に対して、相談・機能訓練を実施しています。

■在宅訪問

障がいを持つ在宅の乳幼児に対して指導員が家庭訪問をし、療育や訓練の相談にのり、援助を行います。

■保育所巡回相談

障がい児が入所中の市内の保育所に対して、指導員・発達相談員・機能訓練士等が定期的に巡回し、療育の相談にのり、アドバイスを行っています。

<特別支援教育>

障がいのある児童生徒が、障がいの特性や状況に応じて教育を受けられるように、特別支援学級や特別支援学校が設置されています。

(1) 特別支援学級

■知的障がい学級

軽度の知的障がい児ひとり一人の障がいの特性や状況に応じた指導を、小集団で行うとともに、学校行事や集会活動、教科によっては通常学級との交流による指導も行っています。

富士見市内では、水谷・南畑・勝瀬・水谷東・諏訪・みずほ台・つるせ台小学校、富士見台・本郷中学校の各校に設置されています。

■情緒障がい学級

情緒障がいや情緒の未成熟によって、日常生活に十分適応していけない児童生徒の特性や状況に応じた指導を小集団で行っています。障がいの状況によっては、通常の学級との交流も行っています。

■その他の特別支援学級

市内にはありませんが、特別支援学級には他に、難聴・言語障害・弱視・病弱・身体虚弱・肢体不自由などの学級があります。

(2) 特別支援学校

視覚・聴覚・肢体不自由・知的などの障がいや虚弱児など、それぞれの特性に応じた特別支援学校があります。

<身体障害者手帳> (窓口) 障がい福祉課

(対象) 身体障害者福祉法に定める視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(上肢、下肢、体幹)、脳原性運動機能、心臓機能、肝臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸・小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等に永続する障害のある方。

<療育手帳> (窓口) 障がい福祉課

(対象) 児童相談所又は、埼玉県総合リハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所)において、知的障がいと判定された方。

<精神障害者保健福祉手帳> (窓口) 障がい福祉課

(対象) 精神障がいのため長期にわたり日常生活に支障のある方

<難病患者>

障害者総合支援法による障害福祉サービスが利用できます。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスの受給が可能となります。

対象疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書又は特定疾患医療受給者証等)を持参の上、お住まいの市区町村の担当窓口へ支給を申請してください。

その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

<介護保険> (窓口) 高齢者福祉課

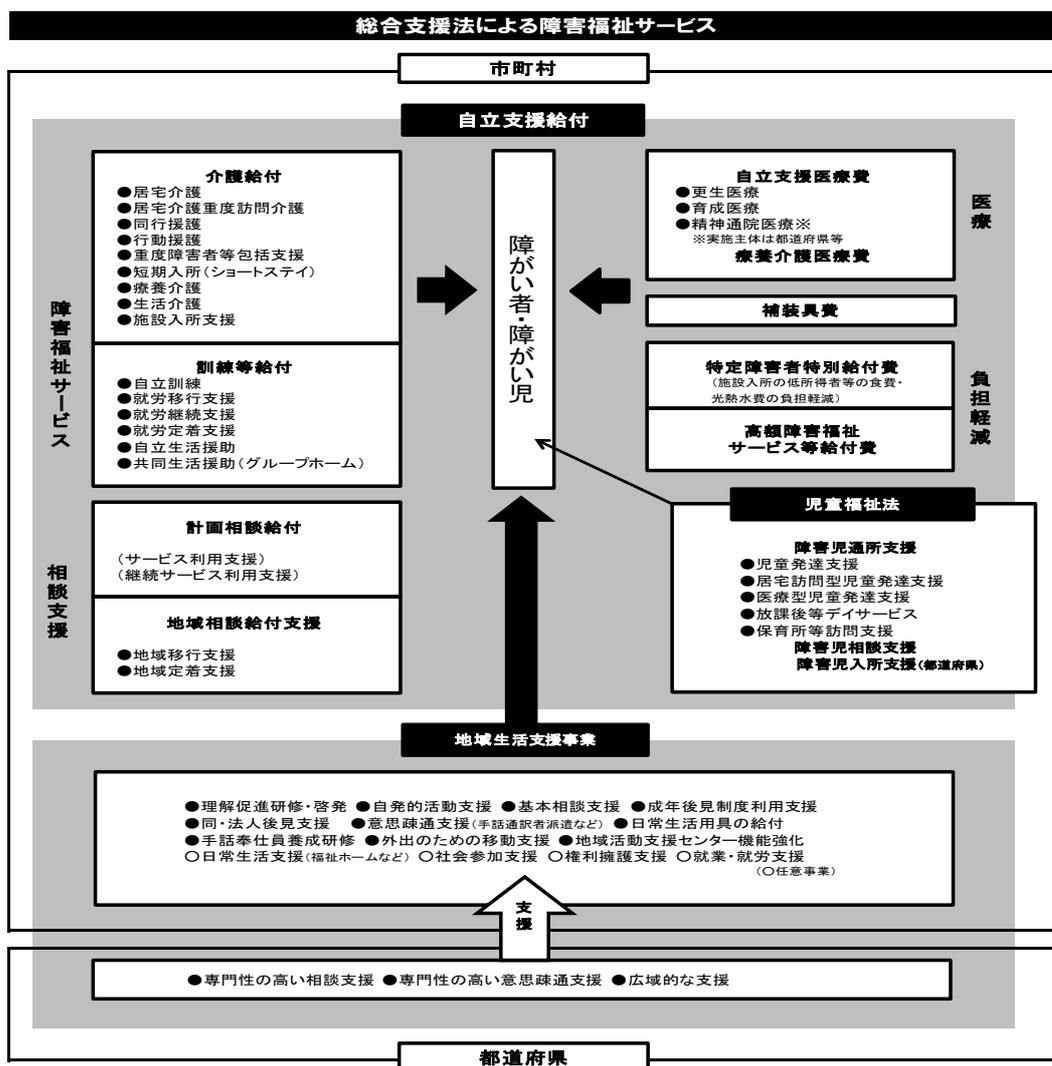
(対象) 65才以上、または40才以上で下記対象疾病により日常生活で介護が必要な方。

| | |
|----------------------------|--------------------------------|
| 1 筋萎縮性側索硬化症 | 10 脳血管疾患 |
| 2 後縦靭帯骨化症 | 11 進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| 3 骨折を伴う骨粗しょう症 | 12 閉塞性動脈硬化症 |
| 4 多系統萎縮症 | 13 関節リウマチ |
| 5 初老期における認知症 | 14 慢性閉塞性肺疾患 |
| 6 脊髄小脳変性症 | 15 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| 7 脊柱管狭窄症 | 16 末期がん |
| 8 早老症 | |
| 9 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

<障害者総合支援法>

障害者総合支援法は、障がいの種類（身体・知的・精神の障がい）にかかわらず、障がい者の自立への支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度で提供するものです。

障害者総合支援法によるサービスの体系図



(1) 障害福祉サービスを受ける手順

- ① 障害福祉サービスの支給を希望する場合、市に相談し申請をします。
- ② 市は、障がいの程度により支給決定（支給期間・支給量・障害支援区分・利用者負担額）し、受給者証を交付します。
- ③ 利用者は、県の指定を受けた事業者や施設と契約します。
- ④ 利用者は、受給者証を提示し契約した事業者・施設からサービスの提供を受けます。
- ⑤ 利用者は、サービスを受けた後、利用者負担額を事業者・施設に支払います。

(2) 利用者負担について

| 所得区分 | | 負担上限月額 |
|-------|--|--|
| 一般2 | 市町村民税課税世帯 ※一般1に該当する者を除く。 | 37,200円 |
| 一般1 | 市町村民税課税世帯 ※所得割16万円未満の者。 ※障がい児は28万円未満の者。 ※20歳以上の施設等入所者、GH利用者を除く。 | 【施設等入所者以外】 障害者 9,300円 障害児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円 |
| 非課税世帯 | 市町村民税非課税世帯の方 | 0円 |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | |

※利用者負担の軽減

通所施設、短期入所、入居施設等を利用する際の実費負担分（食費・光熱水費）について、収入の少ない方に軽減があります。

(3) 障害支援区分について

介護給付では区分1～6に認定します。訓練等給付では、障害支援区分認定は行わず、認定調査の内容やサービス利用の意向をもとに支給決定を行います。

| | 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|-------------|-----|-----|--------------|--------------|-----|----------------------------|-----|
| 居宅介護 | | | | | | | |
| 同行援護 | | | | | | | |
| 行動援護 | | | | | | | |
| 重度訪問介護 | | | | | | | |
| 重度障がい者等包括支援 | | | | | | | |
| 生活介護 | | | ※50歳以上は区分2から | | | | |
| 療養介護 | | | | | | 筋ジストロフィー患者、重度心身障がい者は、区分5から | |
| 施設入所支援 | | | | ※50歳以上は区分3から | | | |
| 短期入所 | | | | | | | |

<訪問入浴サービス事業> (障がい福祉課)

介護保険制度等での入浴サービスが利用できず、本事業の利用を図らなければ、入浴が困難な身体障がい児・者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問による居宅での入浴サービスを提供します。当該サービスの利用には利用料がかかります。

(対象者) 身体障害者手帳の交付を受けた方
児童福祉法に規定する障がい児の方

(利用限度) 入浴の方法は、移動入浴車による巡回入浴とし、入浴の回数は、利用者1人につき週1回を限度とする。

<生活サポート事業>

在宅の障がい者(児)の地域生活を支援するために、民間団体により多様なサービスを提供するサービスを行っています。車を使った送迎サービス、外出援助、一時預かり、介護者の一時派遣などがあります。なお、事前の登録が必要となりますので、まずご相談ください。ただし、障害福祉サービス(居宅介護)、地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援)または介護保険が利用できる方はそちらが優先となりますのでご注意ください。

(対象者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
医師により、発達に障がいがあると診断された方等。

(サービスの内容)

| | |
|-------------|---|
| 一時預かり | サービス団体の場所で、一定時間利用者を預かります。または、利用者の家に行き、一定時間介護にあたります。 |
| 送迎サービス | 特別支援学校、作業所等への送迎を、団体の車で行います。 |
| 派遣による介護サービス | 自宅及び自宅以外の場所での介護にあたります。 |
| 外出援助 | 障がい者と一緒に外出し、介助を行います。 |

* 上記のサービスを組み合わせて、個々の生活に合わせた柔軟な利用ができます。

(利用料) 業者によって異なりますが、およそ1時間950円です。
ただし、障がい児はその世帯の前年度所得に応じて減額される場合があります。

(利用期間) 年度を単位として、**1ヶ月につき12.5時間(年間150時間)**です。
年度途中の申請は、申請月も含めて月割りとなります。

(その他) サービス内容が重複する場合、介護保険制度・総合支援法制度が優先されます。

<医 療>

(1) 重度心身障害者医療助成制度 (障がい福祉課)

重度の心身障がい者が医療を受けた時に、医療費の保険診療自己負担金のうち、健康保険組合から給付される高額療養費や付加給付金等を控除した額が助成される制度です。保険外診療分（健康診断費用、差額ベッド代、文書料、容器代等）、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額については助成されません。

ただし、非課税世帯で、加入している健康保険組合から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関窓口に提示した場合には、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（居住費を除く）は助成します。

<対象者>

■ 65歳未満で手帳を取得し、健康保険に加入している次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障害者手帳 1～3級の方
- ② 埼玉県の療育手帳A～Bの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級の方

■ 65歳以上の後期高齢者医療制度に加入した方で、65歳未満のうちに次のいずれかに該当している方

- ① 身体障害者手帳 4級の一部（音声機能または言語機能の障害及び下肢障害の 1、3、4号）の方
- ② 精神障害者保健福祉手帳 1、2級の方
- ③ 障害年金証書 1、2級の方

* 毎年所得の審査があり、受給者本人に一定以上の所得がある場合は、医療費助成の対象外（支給停止）となります。

(2) 自立支援医療（更生医療） (障がい福祉課)

日常生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療（人工血液透析療法、心臓手術、関節形成手術等）を国等が指定する医療機関で受けられます。1割の自己負担、市町村民税額に応じて月額負担上限額があります。

<対象> 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

(3) 自立支援医療（精神通院医療） (障がい福祉課)

精神障がい者の適正な医療を確保するため、通院により受ける医療費の負担を軽減しています。1割の自己負担、市町村民税額に応じて月額負担上限額があります。

<対象> 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい若しくは薬物関連障がい（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した場合。

(4) 自立支援医療（育成医療）（障がい福祉課）

身体に障がいのある児童に対して、治療効果が期待できる場合、その障がいを軽くしたり、機能を回復させるための医療を指定機関で行います。

なお、原則1割の自己負担、扶養義務者の市町村民税額に応じて負担上限額があります。

<対象> 18歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、音声言語・そしゃく機能障がい、又は内臓障がいなどの障がいをもつ児童

(5) 指定難病等医療、小児慢性特定疾病（朝霞保健所）

難病にかかった方の医療費の負担軽減を図っています。

(6) 特定疾病療養受療制度（各健康保険窓口）

健康保険、国民健康保険加入者で、長期間に渡って高額な治療を必要とする特定疾病の人は、自己負担が1医療機関につき、1ヶ月1万円（人工透析を受ける70歳未満の方で所得が一定以上の場合は2万円）となります。「特定疾病療養受療証」が必要ですので、各健康保険窓口で申請して下さい。

<対象者等> ・人工透析を必要とする慢性腎不全
※70歳未満で所得が一定以上の方は自己負担額が1ヶ月2万円となります。
・先天性血液凝固因子障害
・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

(7) 未熟児の養育医療（健康増進センター）

身体機能の未熟な1歳未満の乳児に対し正常な発達を図るため、指定医療機関において医療給付を行います。扶養義務者の所得税額に応じて自己負担があります。

(8) 結核児童療育（朝霞保健所）

結核にかかっている児童に対し、入院の医療給付を行います。

なお、扶養義務者の所得税額に応じて自己負担があります。また、療養生活に必要な日用品や学用品を無料で支給します。

(9) ひとり親家庭等の医療費支給制度（子育て支援課）

母子・父子家庭及び養育者による家庭などひとり親家庭等で、18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童（一定の障がいがある児童は20歳になる日の前日まで）と家族の医療費を助成する制度です。また、両親のどちらかが重度の障害手帳をお持ちの場合も受けられます（所得制限があります）。

<補装具・日常生活用具>

(1) 補装具費の支給 (障がい福祉課)

身体障害者手帳を持っている方や難病に罹患し必要と認められる方で、障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な補装具の支給費と修理費の支給や貸与を障害者総合支援法および児童福祉法に基づき行います。

(補装具の例)

- ・四肢体幹に障がいのある方は、義肢(義手・義足)、装具、車椅子、電動車椅子等
- ・視覚に障がいのある方は、盲人安全杖、義眼等
- ・聴覚に障がいのある方は、補聴器等

(費用) 課税世帯の方 一割負担。負担上限月額が設定されています。

※市町村民税所得割額が 46 万円以上の世帯は制度の対象外です。

ただし、障害児に係る補装具費の支給については、市町村民税所得割額が 46 万円以上の世帯も給付の対象となります。

非課税世帯の方 物品の基準額内は無料

(2) 日常生活用具の給付・貸与 (障がい福祉課)

在宅の障がい者に対し、日常生活を容易にするため重度障害者の用具の給付・貸与を行います。

(費用) 課税世帯の方 一割負担。負担上限月額が設定されています。

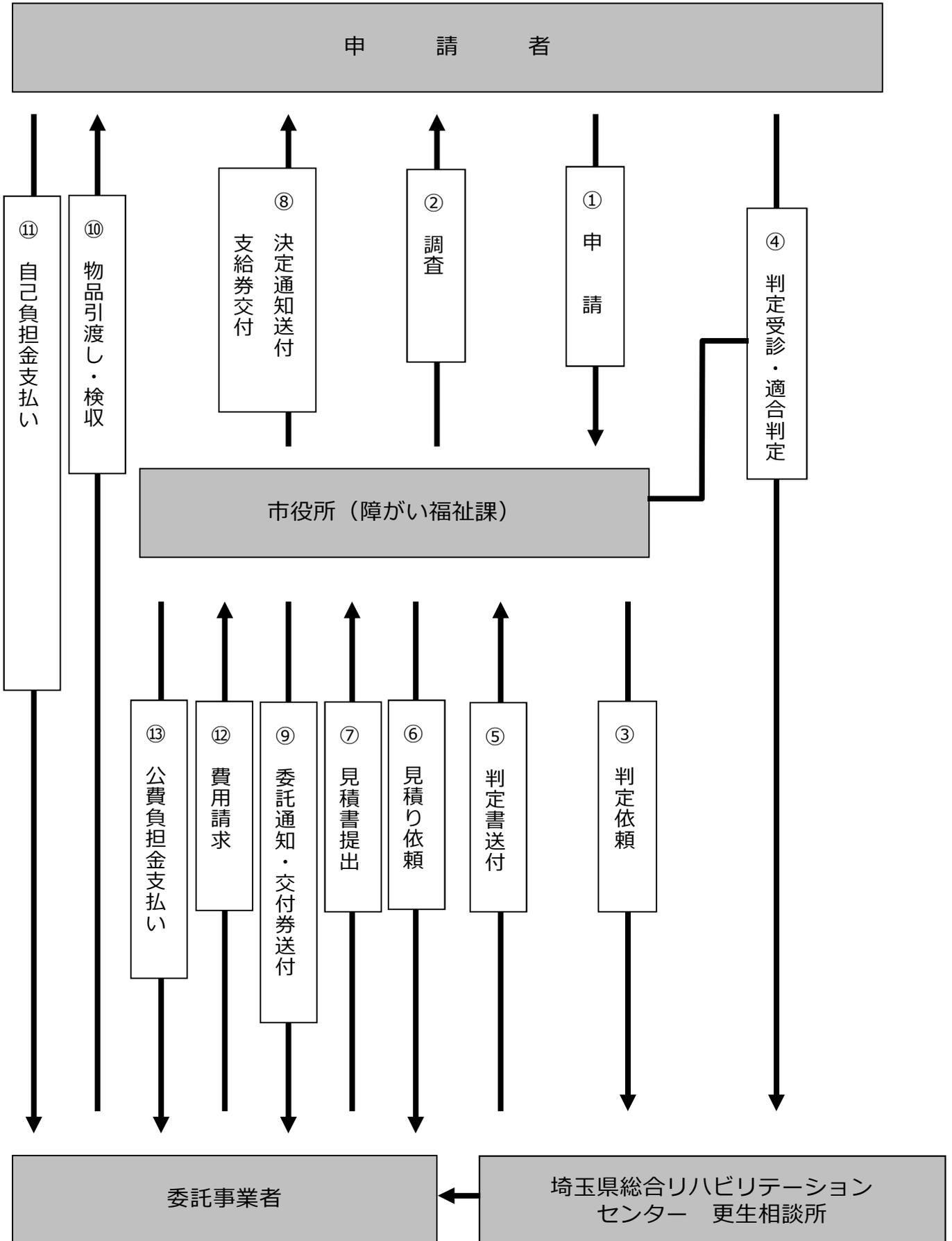
※市町村民税所得割額が 46 万円以上の世帯は制度の対象外です。

非課税世帯の方 サービス利用料無料

それぞれの用具は、基準金額が決まっており、当該金額を超える用具を希望する場合、基準を超えた部分の金額は全額自己負担です。

給付・貸与の種目は別表 1 (18歳以上)・別表 2 (18歳未満)のとおりです。

補装具交付までの流れ



(3) 車椅子貸与 (社会福祉協議会)

病院や施設等からの外泊時に車椅子が給付されない場合、短期間ですが車椅子を無料で貸与しています。

<機能回復訓練>

(1) 聴能訓練 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)

主に乳幼児を対象として、医師、言語聴覚士により、聴覚障がい早期発見、聴能訓練を実施しています。

(なお、皆光園、そうか光生園においても実施していますので、ご相談ください。)

(2) 中途失明者緊急生活訓練 (埼玉県視力障害者福祉協会)

中途失明者に、将来の生活の方法を見出すための必要な助言・指導を行います。(感覚訓練、点字訓練、盲人用具の使用方法等)

<住宅の確保・改善>

(1) 居宅生活動作補助用具の給付 (障がい福祉課)

在宅の重度身体障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。(1件20万円上限)

給付限度額があり、一割(非課税世帯は無料)の自己負担があります。世帯の市町村民税の課税状況により月額負担上限があります。

(対象) 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)で身体障害手帳1～3級の方(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の方)

(2) 重度身体障がい者居宅改善整備費の補助 (障がい福祉課)

在宅の重度身体障がい者が室内での日常生活を営みやすいようにするため、浴室・トイレ等の家屋の改善をする場合、工事費の一部を補助します。

(工事費の2/3を補助します。上限額24万円)

世帯の所得税額に応じた利用者負担(利用制限)があります。

(対象) 下肢又は体幹機能障害者で身体障害者手帳1・2級の方

(3) 埼玉県障害者福祉資金貸付 (社会福祉協議会)

電話049-254-0747 FAX049-255-4374

障がい者の福祉増進のため、障害者(児)施設を開設する方等に対して必要な資金をお貸しします。

(4) 県営住宅の申込について (埼玉県住宅供給公社) 本社県営住宅課

電話048-829-2875

年4回(1月、4月、7月、10月)募集を行います。募集期間は1日から21日(消印有効)までです。公開抽選により当選者を決定します。なお、詳しくは、募集月に市役所建築指導課及び各出張所に設置されている「埼玉県県営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

<在宅介護支援の充実>

(1) 高齢者のための相談 (高齢者福祉課)

地域包括支援センターにおいて介護保険に関する相談から、生活支援、介護予防等の総合的な相談を行っています。

(2) 緊急時連絡システム (高齢者福祉課)

家庭内で緊急事態(急病・火災・事故等)が生じた時、腕時計型の無線発信器を押すだけで、電話回線を通じて24時間体制の消防署に連絡され、的確な救援が受けられるようにしたものです。

(対象) 市内に居住し、現に電話が設置されている方で、かつ、次のいずれかに該当する方

- 1) 心疾患、慢性疾患等がある65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者世帯
- 2) 心疾患、慢性疾患等がありひとり暮らしの身体障害者手帳1級～3級までの身体障害者
- 3) 同居者全員が身体障害者手帳の交付を受けている方
- 4) ひとり暮らしで、聴覚・音声・言語機能障がいの程度1級～3級までの身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者
- 5) 世帯員の就労等により、①と同様の状態となる高齢者
- 6) 世帯員の就労等により、②と同様の状態となる身体障がい者

(3) オムツの支給 (高齢者福祉課)

在宅で介護を受けている紙おむつの必要な65歳以上の方で、要介護度3～5の認定を受けており、世帯全体が非課税の方に紙おむつを支給します。

(4) 配食サービス (高齢者福祉課)

ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯、障がい者世帯で、食事の調理が困難な方に自宅まで昼食をお届けします。なお、安否確認を致しますので、必ず手渡しで受け取っていただきます。

（５）寝具乾燥サービス（高齢者福祉課）

ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯、身体障がい者世帯で寝具の乾燥が困難な方に、年間２４回以内で寝具乾燥のサービスを行ないます。

＜その他＞

（１）身体および精神障害者手帳交付診断書料補助（障がい福祉課）

身体障害者手帳および精神保健福祉手帳の申請のために診断書を作成した方に診断書料の一部を補助します（領収日から３０日以内にご申請ください）。

（２）在宅重度知的障害者訪問診査（障がい福祉課）

在宅の重度知的障がい者で、障がいの状況等から医療機関等で健康診査を受けられない方のために、埼玉県総合リハビリテーションセンターでは、医師・看護師・知的障害者福祉司等が訪問して、各種相談に応じています。

＜行動範囲の拡大＞

（１）タクシー利用について

①タクシー料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方がタクシーを利用した場合、手帳を提示することにより利用料金が１割引となります。

②福祉タクシー利用料金の補助（障がい福祉課）

心身に重度の障がいのある方の行動範囲の拡大のため、タクシー利用料金の一部を市が助成しています。利用する場合は、事前に申請して福祉タクシー利用券の交付を受けてください。県内のタクシー会社（含む個人タクシー）の場合に限ります。

なお、自動車燃料費の助成とどちらか選択になります。

（対象） 身体障害者手帳１・２級、療育手帳①、Ａ、精神保健福祉手帳１・２級

（交付枚数） 一年度内５０枚 ただし、人工透析を受けている方は６６枚

（２）自動車燃料費の助成（障がい福祉課）

心身に重度の障がいのある方の行動範囲の拡大と経済的負担の軽減を図るため燃料費の一部を補助します。なお、福祉タクシー利用券とどちらか選択になります。

（対象） 身体障害者手帳１・２級、療育手帳①、Ａ、精神障害者保健福祉手帳１・２級の方で、かつ障がい者本人又は同一世帯員の所有する自家用車

(3) 自動車運転免許取得費の補助 (障がい福祉課)

運転免許の取得により、就業・就職に有利になる等身体障がい者の社会的自立を促進するため、教習所で要した費用の一部を補助します。

所得に応じて利用制限があります(最高12万円)。

(対象) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

(4) 身体障害者運転能力開発訓練センター (東園自動車教習所)

電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578 新座市堀ノ内2-1-46

自動車の運転免許を取得することにより、障がい者の就業能力の開発を図り、さらに通勤圏の拡大ならびに職業生活の安定と自立更生を目的に設置運営されています。

以下の方は、当施設の利用を検討してみてください。

- 自分の障がいでは運転免許が取れないとあきらめている人。
- 試験場の適正審査に合格出来ない人。東園の機械で練習(有料)して審査を受け直すこともできます。
- 適正審査に合格したが教習を引き受けてくれる教習所がない人
- カリエス、内部疾患の人
- 難聴者(手話による補習をします)。
- 手の握力、腕の力のない人(補助具があります)。
- 障がいの人は運転装置を特製して教習することもできます。
- 学科教習の勉強について行けない人(新聞が読める程度の国語の力は必要ですが、交通用語の特別指導をします)。

募集内容

○ 能力開発訓練科(訓練生)

- ☆募集人員 1期25人(年間4期100人)【1月、4月、7月、10月】
- ☆応募資格 公共職業安定所に求職登録している人で就職活動中の人、または就業中の人でも免許取得により職業生活の安定が期待される人は事業主が入所を承諾すれば対象になります。
- ☆訓練期間 3ヵ月。入寮、通所どちらでも可
- ☆教習料金 無料(ただし検定料など約35,000円自己負担)

○ 一般身体障害者教習科(教習生)

- ☆募集人員 制限なし
- ☆教習期間 随時入所可。教習期間おおむね2ヶ月。入寮、通所可
- ☆教習料金 有料

○ 入寮を希望の方

宿舍の定員30名。施設管理費、食費等の料金がかかります。

(5) 自動車改造費の補助 (障がい福祉課)

就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造するための費用を助成します。毎年予算の範囲内で補助しています。

(対象) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で改造の必要があり、前年の所得が特別障害者手当の所得制限を超えていない方

(6) 歩行困難な者に対する駐車禁止適用除外 (東入間警察署交通課)

身体障害者手帳又は療育手帳[Ⓐ]、Aを所持する方で、つえ等の補助装具に頼らなければならぬ方、強度の視力障がいにより歩行のために補助が必要な方、強度の内臓機能障がいにより移動能力が著しく制限されている方は、通勤、通学、通院等日常生活に必要な活動のために駐車禁止適用除外を受けられる場合があります。

(7) 埼玉県運転免許センター適性相談室 (埼玉県運転免許センター)

電話 048-543-2001 FAX 048-543-7727

心身の障がいのある方で、これから運転免許を取得したい方、運転免許を取得した後に心身に障がいを生じた方の運転適性に関する相談をお受けしています。ご家族の皆さんからの相談もお受けしています。

<社会活動の促進>

(1) 手話通訳者の派遣 (社会福祉協議会 FAX 049-252-0111)

聴覚・音声及び言語機能に障がいのある方の円滑なコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、手話通訳者を派遣します。

また、専任の手話通訳者が日常生活でお困りのことなど相談を受付けています。

- (対象) ① 市内に居住する聴覚障がい者等及びその家族、聴覚障がい者関係団体
② 市外に居住する聴覚障がい者等が市内において緊急に派遣を必要とするとき
③ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体で聴覚障がい者等を対象とした事業を実施するもの(ただし営利を目的としたものは除く)。
④ 市内に居住する聴覚障がい者等に対して意志疎通の手段として手話通訳者を必要とする個人又は団体

(2) 声の広報 (県庁広聴広報課、市広報課)

視覚障がいの方に対して、「声の県民だより」「声の広報ふじみ」を希望に応じ、配布しています。

(3) 点字図書・録音図書の貸出 (日本点字図書館、埼玉点字図書館、各県立図書館、市中央図書館) 視覚障がいの方に対して、点字図書及び録音図書等の貸出を行っています。

<図書館利用について> 市立中央図書館 障がい者サービス担当 049-252-5825

障がいのある方が読書や学習活動を進められるよう、様々な形でサービスを提供しています。詳しくは中央図書館までお問い合わせください。

■ 図書、雑誌の貸出

*大活字本、点字資料、録音図書（テープ・*DAISY）を所蔵しています。市内図書館に所蔵がない資料は全国の図書館などから取り寄せて貸出します。視覚障がい者は無料で郵送貸出、返却ができます。

■ 対面朗読

読みたい図書、雑誌、新聞などの活字資料を朗読者が直接お読みします。朗読会場は中央図書館、ふじみ野分館、鶴瀬西分館、サンライトホールの中から選べます。

*大活字本：弱視や高齢の方でも読みやすい文字が大きい本

*DAISY：デジタル録音図書の国際標準規格

（４） 公の施設使用料の減免

障害者手帳の交付を受けた方が、市民総合体育館や、県の設置した施設を利用する場合、利用料の減免が受けられます。

（５） ふじみ青年学級（鶴瀬公民館）

ふじみ青年学級は、市内在住・在勤の青年・成人障がい者が交流し、スポーツ・文化活動を通じて地域での仲間づくりと社会参加をすすめています。

（６） 郵便による不在者投票（選挙管理委員会）

選挙人で、重度の身体障がいがある場合に、郵便による不在者投票ができます。

（対象） 身体障がい者のうち、両下肢・体幹・移動障がいについては1・2級の方、内部機能については1級若しくは3級の方

<スポーツ・レクリエーション活動>

（１） 彩の国ふれあいピック（埼玉県障害者スポーツ大会）（障がい福祉課）

スポーツを通じて障がい者の体力維持・増進を図るとともに、社会参加を促進し、障がい及び障がい者に対する理解と障がい者スポーツの普及を図ることを目的として、毎年開催されています。

【障がい者のための国際シンボルマーク】



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークを見かけた場合には、障がい者への配慮について、ご理解、御協力をお願いいたします。

<年金・手当等>

(1) 障害基礎年金（保険年金課）

国民年金の加入者が、病気やケガで一定の障がいになった時に初診日や保険料、加入期間等の条件を満たしている場合に支給されます。20歳から65歳までの方が対象です。なお、20歳になる前に障がいを受けた方又は昭和36年以前に障がいを受けた方は加入期間がなくても支給される場合があります。また、国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金を受給していない障がい者の方に、特別障害給付金制度があります。

(2) 障害厚生年金（川越ねんきん事務所）

厚生年金の被保険者であった間に傷病等により、初診から1年6ヶ月を過ぎた日、あるいは初診から1年6ヶ月たたない間の固定した日において、一定の障がいの状態にある時に受けられます。ただし、初診日前に保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

なお、上記の日に一定の障がいの状態にない場合でも、その後その障がい为重くなり、65歳になるまでの間に一定の障がいの状態になった時にも支給されます。

(3) 特別障害者手当（障がい福祉課）

在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

(対象) 20歳以上であって精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。（国民年金法1級程度の障がい重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）

ただし、施設に入所中の方及び継続して3ヶ月を超えて病院等に入院している方は除きます。なお、所得に応じて支給の制限があります。

(4) 障害児福祉手当 (障がい福祉課)

在宅の重度障がい児の方に対する福祉の一環として実施されている手当です。

(対象) 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級及び2級の一部の方、療育手帳の①の方、並びに常時介護を要する精神障がい者その他これと同程度の方。ただし、障がいを支給事由とする年金を受給されている方及び施設に入所中の方は除きます。なお、所得に応じて支給の制限があります。

(5) 在宅重度心身障害者手当 (障がい福祉課)

重度の心身障がい者の経済・精神的負担の軽減を図ることを目的とした手当です。

- (対象) ■在宅で身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方及びこれと同程度の方で市町村民税非課税の方に、月額5,000円が支給されます。
- 療育手帳B及びこれと同程度の方で、市町村民税非課税の方に月額3,000円が支給されます。

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は対象となりません。

※また、特別障害者手当受給者や施設入所中の方も受給できません。ただし、超重症心身障がい児においては、障害児福祉手当を受給していても支給されます。

(6) 特別児童扶養手当 (障がい福祉課)

精神又は身体に障がいがある児童を家庭において養育している方に支給される手当です。

(対象) 精神又は身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を家庭において養育している方です。障がいがある児童とは、精神の障がいの場合は一人では全く日常生活ができないか著しく制限される程度のと看、身体の場合はおおむね身体障害者手帳1・2級又は3級程度のと看をいいます。

ただし、次の場合には手当が受けられません。

- ア 主な生計中心者の前年の所得が一定の限度額以上の場合 (支給停止となります)
- イ 障がい児が施設に入所している場合
- ウ 障がい児が定められた他の公的年金を受けることができる場合

(7) 児童扶養手当 (子育て支援課)

父または母のいない家庭で児童を養育している場合や、父・母が一定の障がいの状態にある家庭で児童を養育している場合に手当が支給されます。

(対象) 次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童又は20歳未満で一定の障がいをもつ児童を養育する父親または母親もしくは養育者。

- ア 父母が離婚
- イ 父または母が死亡
- ウ 父または母が法令で定める障がいをもつ
- エ 父または母が生死不明
- オ 父または母に1年以上遺棄されている
- カ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- キ 父または母が1年以上拘禁されている
- ク 母が婚姻によらず出産した

※ただし児童が施設に入所中の場合、児童又は受給者の公的年金等が児童扶養手当額より高い場合、一定以上の所得がある場合、児童や受給者が日本国内に住所を有しない場合は、受けられません。

(8) 心身障害者扶養共済制度 (障がい福祉課)

心身障がい(児)者を扶養している保護者(父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族等)が毎月一定の掛け金を支払うことにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があった場合、心身障がい(児)者に終身一定額の年金を支給する制度です。

- (対象) ア 療育手帳の交付を受けた方
イ 身体障害者手帳1～3級の方
ウ 精神又は身体に永続的な障がいを持つ方で、アまたはイと同程度の方

(9) 難病患者見舞金 (障がい福祉課)

難病患者の福祉の増進を図るため、見舞金を支給します。

(対象) 富士見市に住民登録をしている方で、埼玉県(朝霞保健所)から「指定難病医療受給者証」、「特定疾患医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」等の交付を受けている方。

<税金の控除関係>

(1) 税金の控除 (川越税務署、税務課)

① 所得税、市県民税の障害者控除

障がい者が納税者本人又はその配偶者、その他扶養親族である場合、課税対象額から一定の額が控除されます。

- (対象) ア. 特別障害者控除
 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳(A)・A、精神保健福祉手帳 1 級
 イ. 障害者控除
 身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B・C の方
 精神保健福祉手帳 2 級・3 級

②相続税 (川越税務署)

障がい者が相続により財産を取得する場合、一定の控除が受けられます。

- (対象) ア. 特別障害者控除
 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳(A)・A、精神保健福祉手帳 1 級
 イ. 障害者控除
 身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B・C
 精神保健福祉手帳 2 級・3 級

③贈与税 (川越税務署)

特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合、一定額まで非課税となります。

- (対象) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳(A)・A、精神保健福祉手帳 1 級

(2) 事業税 (県税事務所)

あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税となります。

- (対象) 両眼の視力が、0.06 以下の視力障害者

(3) 新マル優制度 (各金融機関)

■対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
 障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など

■内 容

金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割りが非課税になります

| 種 類 | 内 容 | 非課税限度額 |
|-------|---------------------|----------|
| マル優 | 銀行などの預貯金、貸付信託、公社債など | 3 5 0 万円 |
| 特別マル優 | 利付国債、公募地方債など | 3 5 0 万円 |
| 郵便貯金 | | 3 5 0 万円 |

(4) 自動車税、自動車取得税 (県自動車税事務所、税務課)

障がい者本人が運転する自動車又は、生計を一つにする方が、もっぱら障がい者のために使用する自動車に係る自動車税・自動車取得税が減免されます。

なお、軽自動車税については、窓口は市税務課

注：納税通知書発行後から5月24日まで（納期限前の7日前まで（5月31日が休日の場合は、その翌日の25日が申請期限））となります。

(対象)

| 手帳の種類及び障がいの区分 | | 減免対象となる障がいの級 | |
|-----------------------|------------------------|--|-------|
| 身体障害者手帳 | 心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸 | 1級、3級 | |
| | 体幹 | 1級から3級、5級 | |
| | 聴覚 | 2級、3級 | |
| | 視覚 | 1級から3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の目の視力が0.08~0.1） | |
| | 音声又は言語機能 | 3級（こゝ頭が摘出された場合に限る） | |
| | 平衡感覚 | 3級 | |
| | 上肢 ※主に、手や腕 | 1級、2級 | |
| | 下肢 ※主に、足 | 1級から6級 | |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能 | 上肢 | 1級、2級 |
| | | 移動 | 1級~6級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓 | | 1級から3級 | |
| 療育手帳 | | A又は㊶ | |
| 精神障害者保険福祉手帳 | | 1級でかつ自立支援医療を受けている方 | |
| 戦傷病者手帳 | | 身体障害者手帳の減免の範囲に準じます | |

<公共料金等の割引>

(1) 運賃の割引

① JR (鉄道・バス) ・私鉄 (鉄道) 運賃の割引

第1種障害者の方が介護者とともに乗車する場合、区間の制限なく本人と介護者が割引になります。(ただし、単独の場合は、101Km以上)

第2種障害者の方は、乗車区間が101Km以上のとき本人のみ割引になります。

※小児定期券は割引の対象になりません。

ただし、介護者をつける場合、介護者が割引の対象になります。

(対象) 障害者手帳を持っている方

(利用方法) 各交通機関で乗車券購入時に手帳を提示してください。

② 私鉄バス運賃の割引

県内の乗車区間のバスを利用する場合、料金が割引になります。なお、第1種の身体障害者手帳及び療育手帳を所持している方は介護者の方も割引になります。

(対象) ア 障害者手帳を持っている方
イ 施設入所者

(利用方法) 利用する時、バスの運転手に手帳を見せて下さい。

③ 富士見市内循環バス特別乗車証 (障がい福祉課)

市内循環バスの利用運賃が無料になる特別乗車証を交付します。また、同乗の介護者も1名まで免除対象となります。

(対象) 市内に住所を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

④ 航空運賃の割引 (12歳以上)

手帳を持っている方が、主な国内線を利用する場合、第1種の方は本人及び介護者が割引になります。第2種の方は本人のみ割引になります。

(利用方法) 航空旅客運賃の割引や購入手続きについては、航空運送事業者によって異なるため、各事業者や旅行代理店等にお問い合わせください。

運賃減額一覧表

| 交通機関 | 割引対象の区分 | | 券種 | 割引率 | |
|--------------|--------------------|-------------------|---|-----|-----|
| | | | | 本人 | 介護者 |
| 鉄 道 | 1 種 | 単独 | 普通（101km以上） | 50% | / |
| | | 介護者あり | 普通・定期・回数・急行 | 50% | 50% |
| | 2 種 | | 普通（101km以上） | 50% | / |
| | | 本人が12歳未満で介護者があるとき | 定期 | | 50% |
| 乗合バス | 1 種 (及び2種知的障害者) | | 普通 | 50% | 50% |
| | | | 定期 | 30% | 30% |
| | 2 種 | | 普通 | 50% | / |
| | | | 定期 | 30% | / |
| タクシー | | | | 10% | |
| 航空機 (国内線) | 1 種 | 単独 | 航空旅客運賃の割引や購入手続きについては、航空運送事業者によって異なるため、直接お問い合わせください。 | | / |
| | | 介護者あり | | | / |
| | 2 種 | / | | | |

(2) 有料道路の割引 (障がい福祉課)

本人又は知人等が所有する車（営業用は除く）で、次の場合は、通行料金が半額になります。（2年毎の更新が必要です）

- (対象者) ①身体障害者（等級・障害区分に関係なく）自ら運転する場合
 ②第1種身体障害者及び第1種知的障害者を乗せ、知人等が運転する場合

(3) NHK受信料の減免 (障がい福祉課)

■全額免除（対象者）

- ア 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
- イ 児童相談所・更生相談所で知的障がいと判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
- ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

■半額免除（対象者）

- ア 視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
- イ 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
- ウ ㊦・Aの療育手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
- エ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合

(4) NTT無料番号案内 (NTT各営業所)

目や上肢の不自由な方や精神保健福祉手帳をお持ちの方は無料で番号案内を利用できます。

(対象) 身体障害者手帳所持の視覚障がい(1～6級)又は、肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)(1・2級)の方。精神保健福祉手帳の交付を受けた方。

(5) 携帯電話料金の割引 (各携帯電話会社営業所)

携帯電話の基本使用料等が割引になります。

(対象) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

(6) 郵便物の減額・無料扱い (郵便局)

①点字郵便物等の無料扱い

点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物が無料になります。

ただし、点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発行するものに限られます。

②定期刊行物の低料第三種郵便物認可

身体障害者団体が発行する定期刊行物に対し、低料第三種郵便物の認可が受けられます。

③小包郵便物の減額

盲人用点字小包郵便物及び重度身体障害者用書籍小包郵便物(図書館の発行するものに限る)が半額となります。

(7) 青い鳥ハガキの無料配布 (郵便局)

重度の身体障がい者(1級又は2級)の方、又は重度の知的障がい者(療育手帳(A)、A)の方に、一定の期間無料でハガキを配布しています。

配布枚数は、申出のあった重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者20枚/1人。

<生活困窮の相談> (生活サポートセンター☆ふじみ)

電話049-265-6200 FAX049-265-6213

生活や仕事のことなどでお困りの方に対して専門のスタッフが話を聴き、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行っています。

■生活福祉資金

障がい者のいる世帯に、その生活の向上、改善、自立を図ることを目的として貸付けを行っています。内容は、生業資金・支度金・技能習得費・修学資金・住宅資金・療養資金等です。貸付限度額、償還期間等はそれぞれによって異なります。

＜生活保護＞（福祉政策課）

生活保護は、病気や事故、失業その他の理由により一家の働き手を失ったり、収入が減少した場合や医療費の支払いのため生活に困る人に対して、国が最低限度の生活を保障して、再び自分の力で生活できるように援助する制度です。

この制度は、国民の権利として保障されていますが、これを受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために役立てたり、扶養義務者の扶養や他の法律による給付は、保護に優先して利用することになります。

生活保護には、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・介護扶助・葬祭扶助の8つの扶助があります。その世帯の必要に応じて扶助を受けることができます。生活保護費は、厚生労働大臣が定めた基準により、原則として、世帯全員を対象とします。そして、その世帯の最低生活費と、世帯全体の収入とを比べて不足している額が支給されます。保護基準より収入の合算額が上回る場合には、保護は適用されません。

＜避難行動要支援者登録制度について＞（福祉政策課）

災害が発生した時、支援が必要な高齢者や障がい者の方に対して、安否確認や情報の提供、避難誘導など、地域での助け合いを進めるための仕組みを共に作り上げていくための登録制度です。

対象者は援助する人がいなく、自力避難が困難な居宅で生活する以下の障がい者手帳をお持ちの方です。登録については担当課までお問合せください。

- ①身体障がい 視覚障がい、聴覚障がい、下肢・体幹・移動機能障がいの方
それ以外で障がいの程度が1級、2級の方
- ②知的障がい 療育手帳 A、A、Bの方
- ③精神障がい 精神障害者保健福祉手帳1級の方

＜障がい者施設＞

（1）富士見市内の施設（各事業所または障がい福祉課）※巻末に連絡先一覧あり

①むさしの作業所・ふじの木作業所

主に知的障がいのある方に対して、作業訓練、生活指導を行っています。作業内容は、農耕、園芸、木工製作などで、こうした作業を通して就労や自立をめざしています。

②ゆいの里

障がいがあるため日常生活や社会参加の上で困難なニーズを持つ人が、一個の人格として尊重され豊かな人生を築き社会参加できるよう施設において援助しています。

③アドバンス

主に精神障がいのある方に対し、居場所の提供、就労訓練等を行っています。

<その他の施設>

(1) 知的障害者職親委託

知的障がい者を職親に預け、生活指導・技能習得訓練を行い、就職に必要な素地を身につけさせることを目的としています。

(2) 埼玉県社会福祉保養施設「伊豆潮風館」

埼玉県では、障がい者の健康増進と社会参加をすすめるため、宿泊、休養、団体旅行、研修等に利用できる施設を開所しています。障がい者の方やその家族が安心して利用できます。(利用方法) 施設に直接申し込んでください。

電話 0557-51-1504

FAX 0557-51-3436

<児童福祉施設>

(1) 児童発達支援

各障がい別に分けられていた障がい児通園施設・事業が一元化され、児童福祉施設として位置付けられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に再編されました。

■児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。

■児童発達支援事業

通所利用の障がい児に対する支援を行う療育の場です。

(2) 放課後デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

(4) 福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設

従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外を受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型はこのほか医療を提供します。

※重度心身障がい児施設は、重度心身障がい者の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。

※現に入所していた者が対処させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければ福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

<就労・職業訓練等>

(1) 公共職業安定所 (ハローワーク川越、電話049-242-0197)

①職業相談

障がい者の就労相談や求職登録制度により、職業の斡旋から就労後のアフターケアまで相談指導を行います。

②障害者試行雇用事業 (障害者トライアル雇用事業)

障がい者に関する知識や雇用経験が乏しいため、障がい者雇用を躊躇している事業所に、試行雇用 (トライアル雇用) として雇用していただき、事業主と障がい者の間のマッチングの機会の増大を図る事を目的としています。

③障害者対象委託職業訓練

障がい者の雇用を促進するため、県内の企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。(原則1か月から3か月以内)

④短期の職場適応訓練

障がい者の方に実際に仕事の経験をしていただき、就業に対する自信をつけてもらうことと、雇用主に対しては対象者の技能・適応性を把握してもらうことを目的として埼玉県が障がい者の採用を希望する事業主に委託して、訓練を行うものです。訓練期間中(2週間)は、手当が支給されます。

⑤関係機関のチーム支援による、福祉的就労から一般雇用への移行促進事業

福祉施設等を利用する障がい者を一般就労への移行を促進するため、ハローワークが中心となり、地域の関係機関が緊密に連携・協力し、福祉的就労から一般就労への移行を強かに支援する体制を構築します。

(2) 埼玉障害者職業センター 電話048-854-3222

①職業相談・職業評価

仕事につくための取り組みや働き方、職業選択等の相談や助言、情報提供等を行います。
能力・適性を整理し、課題や解決方法等について相談します。

②職業準備支援

センター内での作業を通じて、働く上での課題の把握・改善、基本的労働習慣の体得等を行います。職業講和、事業所見学、事業所での作業体験を通じて、職業に関する知識を身につけるための支援を行います。精神障がい者を対象に、簡易作業や対人体験を通じて障がい特性等に配慮した社会生活技能の向上のための支援を行います。

③ジョブコーチ支援

ジョブコーチが事業所へ一定期間出向き、さまざまなノウハウを提案し、障がい者が職場適応できるよう支援しています。

④職場復帰支援

休職中の精神障がい者が、円滑に職場復帰できるよう、医師等や事業主と調整・連携し、センター内での作業等を通じて、復職のための準備を行います。

(3) 埼玉県立職業能力開発センター 電話048-651-3122

障がいのある方が、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけ、雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して職業訓練を実施しています。

(4) 国立職業リハビリテーションセンター 電話04-2995-1711

障がい者の職業能力等の評価から職業訓練、職業適応指導、職業指導までの総合的な職業リハビリテーションを提供しています。

(5) 埼玉県総合リハビリテーションセンター 電話048-781-2222

一般企業への就職や在宅での就労を希望する障がい者に、職業に関する知識や能力の向上を図るための訓練や企業などでの実習を行うとともに、適性にあった職場探しや職場開拓、就労後の職場定着などの支援を行います。

(6) 障害者就業・生活支援センターSWAN 電話048-480-3603

障害者就業・生活支援センターでは、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るための支援を行っています。

(7) 身体障害者自動車運転訓練

身体障がい者の就業促進のため、普通自動車免許を取得するための訓練を行っています。

(8) たばこ小売人の指定・公共施設売店の設置（日本たばこ産業株式会社）

身体障がい者がたばこ小売人の指定や、公共施設内に売店の設置を希望する場合、優先的に指定・許可が受けられます。

<ボランティアグループ> 富士見市ボランティアセンター（社会福祉協議会）

(1) 音訳グループ「かたりべ」

視覚障がいの方及び身体が不自由で自ら読むことができない方に対して、富士見市の広報「ふじみ」を中心に市の刊行物、社協の情報、また要望のある図書を録音し、郵送でテープを届けています。また、対面朗読の要望にも応じています。

(2) 点訳ボランティア「きつつき」

視覚障がい者のために、刊行物や書物の点訳を行っています。

(3) 富士見手話サークル

聴覚障がい者との交流や手話技術の向上を目的に週一回交流会を開催しています。

(4) 要約筆記サークル「虹の橋」

聴覚障がい者との交流や要約筆記技術の向上を目的に月二回交流会を開催しています。

※詳細はボランティアセンターへお問い合わせください。

| 【福祉団体】 |
|----------------------------|
| 富士見市身体障害者福祉会 |
| 富士見市視覚障害者の会「ひとみ」 |
| (社) 埼玉県聴覚障害者協会 富士見市聴覚障害者の会 |
| 埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会 富士見支部 |
| ゆいの里を支える会 |
| 富士見市精神障害者家族会（歩みの会） |
| 障害者の保育・教育・就労を考える クレヨンの会 |

<市内関連機関一覧>

(市外局番 049)

| | | |
|-------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 富士見特別支援学校 | 上南畑1317 | 電話 253-2820 FAX 253-2891 |
| むさしの作業所 | 上南畑3262-1 | 電話 252-5270 FAX 252-5279 |
| ふじの木作業所 | 東大久保3655 | 電話 254-0683 FAX 254-0683 |
| ゆいの里 | みどり野南1-1 | 電話 268-6680 FAX 268-6681 |
| ゆいの里(通所) | | 電話 268-5656 FAX 268-5654 |
| サポートハウスみんなのて | 鶴瀬西3-12-26-7 | 電話 255-7680 FAX 268-5866 |
| 富士見市社会福祉協議会 | 鶴馬1932-7 | 電話 254-0747 FAX 255-4374 |
| 生活サポートセンター ふじみ | 鶴瀬西2-4-19 | 電話 265-6200 FAX 265-6213 |
| 健康増進センター | 鶴馬3351-2 | 電話 252-3771 FAX 255-3321 |
| 富士見市教育相談室 | 上南畑1317 | 電話 253-5313 FAX 253-5101 |
| みずほ学園 | みどり野南2-1 | 電話 252-3237 FAX 252-3348 |
| 子育て支援センター | 鶴馬3575-1 鶴瀬西交流センター内 | 電話 251-3005 FAX 251-3005 |
| アドバンス | 鶴馬1-24-4 メゾンドエトワール1階 | 電話 293-8131 FAX 293-8131 |
| ケアハウス すまいる | 東大久保1430-13 | 電話 268-6680 FAX 268-6681 |

<近隣関連機関一覧>

| | | |
|--------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 埼玉県総合リハビリテーションセンター | 上尾市西貝塚148 | 電話 048-781-2222 FAX 048-781-2218 |
| 朝霞保健所 | 朝霞市青葉台 1-10-5 | 電話 048-461-0468 FAX 048-461-0133 |
| みよしの里 | 三芳町上富322-2 | 電話 049-258-8130 FAX 049-258-8095 |
| かしの木ケアセンター | 三芳町北永井381-3 | 電話 049-258-0515 FAX 049-258-0989 |
| 川越児童相談所 | 川越市宮元町33-1 | 電話 049-223-4152 |
| 県立小児医療センター | さいたま市中央区新都心 1-2 | 電話 048-601-2200 FAX 048-601-2201 |
| さいたま市心身障害総合センター ひまわり学園 | さいたま市西区三橋 6-1587 | 電話 048-622-1211 |
| 和光南特別支援学校 | 和光市広沢4-5 | 電話 048-465-9780 |
| 和光特別支援学校 | 和光市広沢4-3 | 電話 048-465-9770 |
| 所沢おおぞら特別支援学校 | 埼玉県所沢市南永井 619-7 | 電話 04-2951-1102 |
| 川越公共職業安定所 | 川越市豊田本277-3 | 電話 049-242-0197 |
| 国立職業リハビリテーションセンター | 所沢市並木4-2 | 電話 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052 |
| 埼玉障害者職業センター | さいたま市桜区下大久保 136-1 | 電話 048-854-3222 FAX 048-854-3260 |
| 埼玉県立職業能力開発センター | さいたま市北区櫛引町 2-499-11 | 電話 048-651-3122 FAX 048-651-3114 |
| 障害者就業・生活支援センター SWAN | 新座市菅沢1-3-1 | 電話 048-480-3603 |
| 身体障害者運転能力開発訓練センター（東園教習所） | 新座市堀ノ内2-1-46 | 電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578 |
| 埼玉県立精神保健福祉センター | 伊奈町小室818-2 | 電話 048-723-1111 |
| 埼玉県発達障害者支援センター まほろば | 川越市平塚新田東河原 201-2 | 電話 049-239-3553 |

障がい者福祉のしおり（令和6年11月）

編集 富士見市福祉事務所 障がい福祉課

〒354-8511 富士見市鶴馬1800-1

TEL 049-251-2711

FAX 049-251-1025